

小山工業高等専門学校環境整備委員会規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校に、教育研究環境の保全と向上を図るため、小山工業高等専門学校環境整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 長期的視野に立った環境の整備及び施設の運営に関する事。
- 二 施設の点検・評価及び有効活用に関する事。
- 三 エネルギー等の管理及び消費節約に関する事。
- 四 廃水・廃棄物の管理及び処理に関する事。
- 五 体育施設の運営に関する事。
- 六 その他環境整備に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)及び副校長(学生主事)
- 二 各学科及び一般科から各1名
- 三 事務部長、各課長
- 四 校長が必要と認めた者 若干名

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副校長(学生主事)をもって充てる。

(専門委員会)

第5条 委員長が必要と認めたときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。